

びわ湖材証明書の発行方法について

*1次発行者は、びわ湖材証明書に記入・捺印し、捺印した証明書(正)のコピーをとる。

コピーの(控)と伐採届、又は伐採許可書の控えのコピーを添付し、協議会にFAXした後、入出荷数量管理表 に記入の上、1次発行者が保管する。

捺印したびわ湖材証明書(正)は、びわ湖材に添付して、2次発行者に渡す。

※2次発行者は、受け取ったびわ湖材証明書(正)を保管する。

新たな、びわ湖材証明書に記入し、捺印する。

捺印したびわ湖材証明書のコピーをとり、協議会にFAXした後、入出荷数量管理表に記入し、(控)は2次発行者が保管する。

捺印したびわ湖材証明書(正)は、びわ湖材に添付して、3次発行者に渡す。

※3次発行者以降も同様に発行し、消費者へびわ湖材に添付して渡す。

